

○日本育英会役員退職手当規程

昭和41年3月31日

達第490号

改正 昭和45年2月14日達第553号

昭和53年3月20日達第686号

昭和54年12月28日達第703号

昭和61年2月26日達第785号

平成10年3月12日達第957号

平成13年1月6日達第1007号

平成14年3月29日達第1032号

平成15年7月9日達第1078号

平成15年12月26日達第1088号

(総則)

第1条 日本育英会の会長，理事長，理事および監事（非常勤の者を除く。以下「役員」という。）が退職（死亡した場合および解任された場合を含む。以下同じ。）した場合においては，この規程の定めるところにより退職手当を支給する。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は，在職1月につき，退職の日におけるその者の俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に理事長が別に定める委員会又は理事長が指名する外部の者（以下「委員会等」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし，第3条の2第1項及び第4条の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は，異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき，退職の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に委員会等が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 理事長は，委員会等が業績勘案率の決定を行う場合，退職手当の支給に当たりあらかじめ文部科学大臣に通知する。

(在職期間の計算)

第3条 在職期間の月数の計算については，任命の日から起算して暦にしたがつて計算するものとし，1月に満たない端数（以下「端日数」という。）が生じたときは1月とする。

(在職期間の計算等の特例)

第3条の2 役員のうち，任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ，引き続き国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし，かつ，引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び役員となつた者の在職期間の計算については，先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は，

役員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第4条第3項の適用に係る俸給月額については、国家公務員として在職期間の役職等を勘案し、理事長が別に定める。
- 3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となつた場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となつた場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となつた場合においては、第1条の規定にかかわらず退職手当は支給しない。
- 5 第3項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、第2条前段及び第4条第3項の規定にかかわらず、当該退職の日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を国家公務員退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職の日における報酬月額は、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定める。

（再任等の取扱い）

- 第4条 役員が任期満了の日またはその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。
- 2 役員が任期満了の日以前またはその翌日において役職を異にする役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。
 - 3 第3条の2第1項及び前項に規定する者に支給する退職手当の額は、同一の役職の役員として引き続き在職した期間ごとに計算した額の合計額とする。この場合における退職手当の計算の基礎となる俸給月額は、その者がすべての役職の役員を退職した日における各役職ごとの俸給月額とする。
 - 4 前項の規定を適用する場合において、退職手当の額を計算する基礎となるそれぞれの役職の役員の在職期間の合計月数が最初に役員に任命された日からすべての役職の役員を退職した日までを暦にしたがつて計算した在職期間の月数をこえるときは、当該超過月数をそれぞれの役職の役員の在職期間の月数を計算する場合に生じた端日数の最も少ない在職期間から始め1月ずつ順次端日数の少ない在職期間から減ずるものとする。この場合において、端日数の等しい在職期間があるときは、後の役職の役員の在職期間から減ずるものとする。

（退職手当の支給）

- 第5条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額

を直接本人（本人が死亡したときは、その遺族）に支給する。ただし、役員が、日本育英会法第13条第2項第2号の規定により解任されたときは、当該役員には退職手当は支給しない。

- 2 退職手当は、予算その他特別の事由がある場合を除き支給事由の発生した日から1月以内に支給する。

第5条の2 退職手当の返納等の取扱いについては、国家公務員退職手当法第12条第1項、第3項及び同法第12条の2第1項、第3項及び第4項並びに同法第12条の3第1項の規定を準用する。この場合において、「各省各庁の長」とあるのは、「会長」と読替えるものとする。

（遺族の範囲および順位）

第6条 前条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届け出をしないが役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹およびその他の親族で役員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者
- (3) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹およびその他の親族で前号に該当しないもの

2 退職手当を受ける順位は前項各号の順位により、同項第2号および第3号に掲げる者のうちにあつては、各号に掲げる順位による。この場合において父母については養父母を先きにし、実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先きにし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先きにし、父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき遺族のうち同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によつて等分して支給する。

（端数処理）

第7条 この規程によつて算出された退職手当の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

（補則）

第8条 退職手当の支給手続その他この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（抄）

（施行期日等）

第1条 この規程は、昭和41年3月31日から施行し、昭和39年4月1日以後に退職した役員の退職手当から適用する。

附 則（昭和45年2月14日達第553号）

1 この改正規程は、昭和45年2月14日から施行し、昭和45年2月1日から適用する。

2 昭和45年2月1日（以下「適用日」という。）の前日に現に在職する役員が適用日以降に退職した場合における退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に定める額の合計額とする。

- (1) 当該退職の日における俸給月額に昭和39年4月1日（同日以後任命された者にあ

つては、当該任命の日。以下本号において同じ。) から適用日の前日までの在職期間1月につき100分の65以内の割合を乗じて得た額と当該退職の日における俸給月額に適用日から退職の日までの在職期間1月につき100分の45以内の割合を乗じて得た額との合計額。ただし、適用日の前日の俸給月額に昭和39年4月1日から退職の日までの間における在職期間1月につき100分の65以内の割合を乗じて得た額が当該合計額をこえるときは、その額とすることができる。

(2) 昭和39年4月1日の前日以前における同一の役職の役員としての引き続いた在職期間については、当該役員を退職した日における俸給月額に当該期間の在職期間に応じ、次表の支給割合を乗じて得た額

在職期間	支給割合	在職期間	支給割合
6月以上1年未満	2.0	2年6月以上3年未満	8.0
1年以上1年6月未満	3.0	3年以上3年6月未満	9.0
1年6月以上2年未満	5.0	3年6月以上4年未満	11.0
2年以上2年6月未満	6.0	4年	12.0

3 前項第1号の場合において、在職期間の計算については、それぞれ暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端日数」という。)を生じたときは1月とする。ただし、在職期間の合計月数が第3条の規定により計算した在职月数をこえるときは、端日数の少ない在職月数から1月を減ずるものとし、この場合において端日数が等しい場合には後の在職期間から1月を減ずるものとする。

附 則(昭和53年3月20日達第686号)

- この改正規程は、昭和53年4月1日から施行する。
- 昭和53年4月1日(以下「適用日」という。)の前日に現に在職する役員が適用日以降に退職した場合における退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、当該退職の日における俸給月額に任命の日から適用日の前日までの在職期間1月につき100分の45以内の割合を乗じて得た額と当該退職の日における俸給月額に適用日から退職の日までの在職期間1月につき100分の36以内の割合を乗じて得た額との合計額とする。ただし、適用日の前日の俸給月額に任命の日から退職の日までの在職期間1月につき100分の45以内の割合を乗じて得た額が当該合計額を超えるときは、その額とすることができる。
- 前項の場合において、在職期間の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端日数」という。)を生じたときは1月とする。ただし、在職期間の合計月数が第3条の規定により計算した在职月数を超えるときは、端日数の少ない在職月数から1月を減ずるものとし、この場合において端日数が等しい場合には後の在職月数から1月を減ずるものとする。

附 則(昭和54年12月28日達第703号)

- この改正規程は、昭和55年1月1日から施行する。
- 昭和53年4月1日(以下「適用日」という。)の前日に現に在職する役員が適用日以降に退職した場合における退職手当の額は、第2条本文の規定にかかわらず、

当該退職の日における俸給月額に任命の日から適用日の前日までの在職期間1月につき100分の45の割合を乗じて得た額と当該退職の日における俸給月額に適用日から退職の日までの在職期間1月につき100分の36の割合を乗じて得た額との合計額（以下「合計額」という。）とする。ただし、適用日の前日の俸給月額に任命の日から退職の日（昭和54年12月31日に在職する役員にあつては、同日を含む当該役員の任期に係る在職期間の末日（以下「特別計算期間の末日」という。）とする。）までの在職期間1月につき100分の45の割合を乗じて得た額（昭和54年12月31日に在職する役員にあつては、当該額と特別計算期間の末日の翌日から退職の日までの在職期間1月につき100分の36の割合を乗じて得た額とを合計した額とする。）が当該合計額を超えるときは、その額とすることができる。

- 3 前項の場合において、在職期間の計算については、それぞれ暦に従つて計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端日数」という。）を生じたときは1月とする。ただし、在職期間の合計月数が第3条の規定により計算した在職月数を超えるときは、端日数の少ない在職月数から1月を減ずるものとし、この場合において端日数が等しい場合には後の在職月数から1月を減ずるものとする。

附 則（昭和61年2月26日達第785号）

この規程は、昭和61年2月26日から施行し、この規程による改正後の日本育英会役員退職手当規程の規定は、昭和59年8月7日から適用する。

附 則（平成10年3月12日達第957号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成13年1月6日達第1007号）

（施行日）

この改正規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年3月29日達第1032号）

- 1 この規程は、平成14年4月1日より施行する。
- 2 平成14年4月1日（以下「基準日」という。）の前日に現に在職する役員が同日における役職と同一の役職の役員として基準日以降引き続き在職した後に退職した場合であつて、その者の退職の日の俸給月額が基準日の前日のその者の俸給月額を下回るときにおける退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、基準日の前日における俸給月額に任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の36を乗じて得た額と当該退職の日における俸給月額に基準日から退職の日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額の合計額とする。
- 3 前項の規定において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦に従つて計算するものとし、端数を生じたときは1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の月数の合計が第3条の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職期間の月数から1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときには後の在職期間の月数から1月を減ずるものとする。

附 則（平成15年7月9日達第1078号）

この規程は、平成15年7月9日から施行する。

附 則（平成15年12月26日達第1088号）

（施行日等）

- 1 この規程は、平成16年1月1日から施行する。
- 2 平成16年1月1日（以下「施行日」という。）の前日に現に在職する役員が同日における役職と同一の役職の役員として施行日以降引き続き在職した後に退職した場合における退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 平成14年4月1日以降に任命された役員 退職の日における俸給月額に任命の日から施行日の前日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額（文部科学大臣の承認を得て、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額した場合は、当該増額又は減額後の額）と、施行日から退職の日までの在職期間について第2条及び次項の規定を適用し算定して得た額の合計額
 - (2) 平成14年4月1日の前日に現に在職する役員 施行日の前日までの在職期間について日本育英会役員退職手当規程の一部を改正する規程（達第1032号）附則第2項の規定中「退職の日までの在職期間」を「施行日の前日までの在職期間」に読み替えて適用し算定して得た額と、施行日から退職の日までの在職期間について第2条及び次項の規定を適用し算定して得た額の合計額
- 3 第2条に規定する委員会等が設置されるまでの間は、同条に規定する退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額（同条ただし書に規定する者の退職手当の額について異なる役職ごとの額の算定において同じ。）とする。